

四 日 市 港 管 理 組 合 公 報

第 9 6 0 号

平成 27 年 7 月 3 日

金 曜 日

目 次

訓 令

- 四日市港管理組合職員の服務に関する訓令の一部を改正する訓令 (総務課) 2

訓 令

四日市港管理組合訓令第 2 号

庁 中 一 般

四日市港管理組合職員の服務に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成 27 年 7 月 3 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合職員の服務に関する訓令の一部を改正する訓令

四日市港管理組合職員の服務に関する訓令（昭和 56 年四日市港管理組合訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 2 項中「職員」の次に「及び夏季における朝型勤務（始業及び終業の時刻を、通常の勤務時間よりも早く、あらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。）を行う職員」を加える。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

発行 四日市港管理組合

三重県四日市市霞二丁目 1 - 1

四日市港管理組合経営企画部総務課

電話 059-366-7006

四日市港管理組合公報は、四日市港管理組合ホームページにも掲載しています。

<http://www.yokkaichi-port.or.jp/>
